

出席停止の手続きについて

インフルエンザ等の学校感染症に感染した児童生徒は、学校保健安全法第19条の規定により、一定期間出席停止となります。医師の許可があるまでは、学校を休ませて静養させていただくことになります。

太田市におきましては、これまで「学校感染症」に感染した場合に医療機関より、学校に提出するための「学校感染症通知書」＜別紙1＞を出していただいておりますが、令和6年4月1日より近年の医療機関の状況を受け、「学校感染症通知書」を求めないことといたします。なお、不明な点につきましては、学校までご連絡ください。

＜令和6年4月1日からの出席停止に伴う手続きの流れ＞

